

## 働き方



- ◆オフィスは広々と
- ◆テレワークやオンライン会議を活用

## 買い物



- ◆1人か少人数ですいた時間に
- ◆電子決済や通販も利用
- ◆レジなどでは間を空ける

## 食事



- ◆会話は控えめに
- ◆対面ではなく横並びで
- ◆大皿は避けて個別に

## イベントなどへの参加



- ◆発熱や風邪の症状があるときは参加しない
- ◆新型コロナ接触確認アプリ(COCOA)の活用

## スポーツ



- ◆ジョギングなどは距離を取って少人数で
- ◆筋トレやヨガなどは十分距離を取り、自宅で動画なども活用

## 公共交通機関の利用



- ◆会話は控えめに
- ◆混んでいる時間帯を避ける

## 新型コロナの感染を防ぐポイント

手洗いや手指消毒、マスクの着用、小まめな換気、身体的距離の確保、3つの「密」の回避などを徹底しましょう。屋外で十分な距離(2m以上)を取れるときは、マスクを必要に応じて外し、小まめに水分補給をするなど、熱中症にも注意してください。

場面ごとに気を付けるポイントを紹介します。

# 新型コロナを防ぐ新たな日常と各種支援の紹介

新型コロナウイルス感染症は全国的にもまだ収まる気配はありません。「新しい生活様式」での感染拡大防止策と、主な各種支援の問い合わせ先を紹介します。

■ 感染が疑われるときの受診相談を除く一般的な問い合わせは、新型コロナウイルス感染症相談窓口コールセンター(コロナ相談かごしま) **833・3221 FAX 225・0672**へ

■ 次の症状がある人はすぐに帰国者・接触者相談センターへ

- ①息苦しさ、強いだるさ、高熱などいずれかの強い症状がある人
- ②比較的軽い風邪の症状がある、高齢などで重症化しやすい人
- ③比較的軽い風邪の症状が続く、①②以外の人

※これらに該当しなくても相談できます

◆受付時間：8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)  
※右記以外の時間は、鹿児島市役所代表 **224・1111**へ

【保健予防課】 **803・7023 FAX 803・7026**

相談先	連絡先
北部保健センター	☎244-5693 FAX244-5698
東部保健センター	☎216-1311 FAX216-1308
西部保健センター	☎252-8522 FAX252-8541
中央保健センター	☎258-2370 FAX258-2392
南部保健センター	☎268-2315 FAX268-2928
保健予防課	☎216-1517 FAX803-7026
吉田保健福祉課	☎294-1215 FAX294-3352
桜島保健福祉課	☎293-2360 FAX293-3744
松元保健福祉課	☎278-5417 FAX278-4097
郡山保健福祉課	☎298-2114 FAX298-2916
喜入保健福祉課	☎345-3434 FAX345-2600

## 事業者の皆さんへの支援

### 家賃支援金

国の家賃支援給付金の給付決定を受けた市内の中小企業者などに、本市独自の支援金を給付します。申請は9月14日(月)から受け付けます。  
**申し込み** 詳しくは市HPか産業創出課 **216・1319 FAX 216・1303**へ

### 雇用維持支援金

新型コロナウイルス感染症の影響で今年4月1日～9月30日に休業などし、国の雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金を受けた市内の中小企業者などに支援金を給付します。  
**申し込み** 詳しくは市HPか雇用維持支援金専用ダイヤル **803・867**  
**1 FAX 216・1303**へ

### 休業協力支援金

県の休業協力金(7月要請版)を受給した市内の中小企業者などに本市独自の支援金を給付します。申請期限は10月30日(消印有効)までです。

**給付額** ①中小企業など(20万円)、②個人事業主(10万円)  
※複数の施設を休業した事業者には10万円上乗せ  
**申し込み** 詳しくは市HPか休業協力支援金相談ダイヤル  
**803・8670 FAX 216・1303**へ

### 事業継続支援金(第2期)

売り上げが減少し事業継続に困っている市内の中小企業者などに、新たに6～8月(第2期)を対象月として支援金(上限50万円)を給付します。申請期限は11月30日(消印有効)までです。

※第1期(3～5月)の受給者も要件を満たせば申請可  
**申し込み** 詳しくは市HPか事業継続支援金相談ダイヤル  
**803・8670 FAX 216・1303**へ

闘うのはウイルス人ではありません  
新型コロナウイルスの感染者などへの人権侵害につながることがないよう、公的機関の発信する正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いします。

■ 軽自動車税(環境性能割)の臨時の軽減の延長  
自家用乗用車購入時にかかる軽自動車税(環境性能割)の税率1%分の臨時の軽減措置を、来年3月31日まで延長します。

**問い合わせ** 市社会福祉協議会相談予約専用ダイヤル **210・7105**

市税課 **216・1172 FAX 216・1177**

市ホームページ



市ホームページ